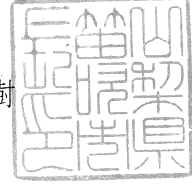


笛まち第 3・36 号
令和 2 年 3 月 24 日

有限会社 セントラルホームズ 様

笛吹市長 山下 政樹



開発行為の同意について

令和 2 年 2 月 5 日付にて、事前協議申出のありました、笛吹市一宮町坪井字下宿地 263 番 1、263 番 2、262 番 1、263 番 17 の一部、水の開発行為については次の条件をつけて同意します。

記

- 1 令和 2 年 2 月 28 日付け、笛まち第 2・34 号の審査結果により、協議結果として回答した内容について遵守すること。
- 2 協定書の内容を遵守すること。
- 3 開発行為に着手するときは、工事着手届を提出すること。又、付近住民等には工事期間及び工事時間等工事に関する概要を事前に周知すること。
- 4 工事中は、付近住民等に工事に関する内容を周知徹底し、事故等の無いように十分注意するとともに迷惑を掛けないようにすること。
- 5 工事着工前、着工中、完了の写真を必ず撮っておくこと。
- 6 工事完了後は工事完了届を提出し、完了検査を受けること。
- 7 公共施設（寄付部分）がある場合、工事が完了したときは、公共施設引継申請書を提出することとし、特に道路、水路の取り扱いについては、別記によるものとする。
- 8 下水道課との確約事項については必ず対応すること。